


所管部課	企画財政部 財政課	部長	並木 俊則		
件名	東大和市一般会計減債基金条例の一部を改正する条例について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>「東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例」の制定に伴い、一般会計予算に係る他の基金条例について内容の整合性に関する見直しを行い、加えて、今後の財政運営における透明性の推進を図ることとした。</p> <p>一般会計減債基金条例については、主に「処分」する場合を明確にする規定を新たに加えるため、条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6条（処分）として次の内容を加える。 「基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。 (1) 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、市債の償還の財源に充てるとき。 (2) 市債の償還額が他の年度に比較して著しく多額となる年度において、当該償還の財源に充てるとき。 (3) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。」 ・その他各基金条例との条文構成や文言等の整合性を図る。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年10月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分に係る規定の明確化により、財政運営の透明性の推進が図られる。 ・各基金条例との条文構成や文言等の整合性が図られる。 					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
文書課審査済					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
平成28年第3回市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。